

# パナソニック松愛会ハムクラブ規約

## 第1条 (名称)

本会は、パナソニック松愛会ハムクラブ (SARC) と称する。  
(Panasonic Shoaikai Amateur Radio Club)

## 第2条 (目的)

本会は、アマチュア無線を通じて会員相互の親睦を図り、通信技術の向上を目指し、社会に貢献することを目的とする。

## 第3条 (会員資格)

本会は、パナソニック松愛会に所属し、アマチュア無線従事者免許を有する者、及び、アマチュア無線に興味を持つ者で構成する。  
パナソニックグループを退職し、パナソニック松愛会会員でない入会希望者は、入会の是非を理事会で検討し決定する。

## 第4条 (事業活動)

本会は、次の活動を行う。

1. 通常のアマチュア無線交信、コンテスト、移動運用、無線通信の実験、懇談会、オンエアミーティング、ARDF(FOX)等の実施。
2. アマチュア無線関係の調査研究と報告、会報・ニュース・名簿の発行。
3. 講習会、講演会、研究会等の開催。
4. 災害、緊急時の非常通信とその訓練。
5. J A R L にクラブ登録し、J A R L 行事への参加等、それに伴う活動。
6. クラブ局の運用、及びその管理。
7. その他

## 第5条 (入退会)

入退会は、その旨を事務局に届けるものとする。

但し、年会費の納入が4月1日(年度始め)より6月30日まで3ヶ月の間になき場合は、退会とする。

## 第6条 (会費)

会費は、年額2,000円とする。

諸行事の実施による必要経費は、その都度参加者の負担とする。

年度途中の入会による減額、退会による返金はしない。

#### 第7条（年度区分）

運営・会計年度は、4月1日より翌年3月31日の間とする。

#### 第8条（役員）

1. 本会の役員は第9条のとおりとし、会員の互選により会長、副会長、事務局、会計、監事と理事を選出し、任期は改選年度の総会まで2年間とする。
2. 1項により選出された役員の協議により顧問を選出することができる。
3. 役員に欠員が生じた場合、補充者の任期は前任者の残り期間とする。

#### 第9条（役員の構成）

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. 会 長 | 1名  |
| 2. 副会長 | 1名  |
| 3. 事務局 | 1名  |
| 4. 会 計 | 1名  |
| 5. 理 事 | 若干名 |
| 6. 監 事 | 1名  |
| 7. 顧 問 | 若干名 |

#### 第10条（総会と理事会）

総会は、毎年原則として年度末に開催し、会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席で成立する。

総会は、活動報告、決算報告、次年度事業計画、予算、および重要事項の審議を行い、議案は出席者の過半数で決定する。

理事会は、第9条の役員で構成し、必要に応じて随時開催するものとする。

理事会の審議事項は必要に応じ、会員に告知する。

#### 第11条（慶弔規定）

会員が逝去された場合は、霊前に5,000円香典を供え、代表者が告別式に参列するものとする。

#### 第12条（クラブ無線室の運用）

本会の活動拠点として、人材開発カンパニー（枚方・HRDC）のご理解と支援を得て人材開発カンパニー構内にクラブ無線局を設置し活動の推進を図る。

### 第13条（改定）

1. 本規約の改定は、総会において、出席者の過半数の賛成で成立する。
2. 緊急に規約改定の必要が生じた場合は、役員会の過半数の賛同で暫定的に運用ができる。  
但し、次年度の総会で暫定内容の審議を得て、再可決することとする。
3. 規約の改定履歴を明確にするため、改定履歴書を作成し保存する。

### 第14条（附則）

事務局は、事務局宅に置くものとする。

---

### 改定履歴

平成10年4月10日制定 平成12年3月28日改定

平成14年4月13日改定 平成18年4月8日改定

平成20年3月29日改定 実施

平成21年4月28日表現の変更：社名変更に伴い、規約中の文言を暫定変更。

松愛会 ⇒ パナソニック松愛会

松下電器 ⇒ パナソニック

平成22年3月20日改定

第5条(入退会)；会費納入期限を明記し、期限内に納入なき場合は退会扱いする。

2年間の猶予、休会扱いは事務手続き、会員資格が不明確であるため改定する。